

## 中国人民銀行

## 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項についての通知

## 企業の外債枠が純資産の2倍まで拡大

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年1月13日、中国人民銀行は「中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項についての通知」(銀発[2017]9号、以下「本通知」)を公布しました。企業による外債の調達において、純資産の2倍までの調達が可能であることが発表されました。本通知は公布日より施行されています。

## 1. 政策の背景

2016年1月22日、中国人民銀行は「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知」(銀発[2016]18号、以下「18号通知」)を公布しました。18号通知の公布により、上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区において、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達が可能となりました。自由貿易試験区における試行を踏まえ、2016年4月29日、人民銀行は「全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」<sup>1</sup>(銀発[2016]132号通知、以下「132号通知」)を公布、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達を全国におけるすべての企業と各種金融機関(非銀行金融機関を含む)まで拡大しました。外資企業は、従来より投注差(投資総額－登録資本金)の範囲内で外債の調達が認められていたこともあり、純資産が投注差を上回る企業を除けば、影響は大きくありませんでした。一方、期限・通貨に関係なく反復使用が可能な外債限度額管理については、利便性が大きく高まりました。

- マクロプルーデンス方式:外債返済後、枠が復活する残高管理方式。一方、借入期間、通貨によってリスク因数が設定されており、借入金額＝外債残高とならない(例えば、100 短期の外貨外債を借り入れる場合、150 外債枠を費消する)
- 投注差モデル:外債の残高計算は因数等なく簡単(借入金額＝外債残高)。一部の地域においては、外貨中長期外債と人民元外債が発生額ベース(返済後も借入枠が復活しない方式)で管理されている

2016年6月15日には、国家外貨管理局より「資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知」<sup>2</sup>(匯発[2016]16号、以下「16号通知」)が公布されました。16号通知の公布によって、外貨資本金・外貨外債を人民元転した後、関連企業に対する委託貸付や、銀行の元本保証型理財商品に利用することが可能となり、外貨建外債の資金使途が拡大されています。

このように、外債制度の利便化を進めてきましたが、本通知は、132号通知をベースとして、更なる利便化を進めるべく、企業が借入可能な外債枠上限を純資産の1倍から2倍まで拡大するものです。

<sup>1</sup> 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第169号】<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316051106.pdf> ご参照

<sup>2</sup> 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第174号】<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316062901.pdf> ご参照

## 2. 通知の内容

マクロプルーデンス管理モデルによるクロスボーダー資金調達とは、企業の純資産額を基準に計算される借入上限額まで外債(外貨・人民元)を調達できる仕組みです。中国域内において登記する企業(非金融企業のみ、不動産企業は含まない)と金融機関(非銀行金融機関を含む)が適用対象となります。外債残高については、個別の計算式が設定されており、計算式の因数として期限・種類・為替のリスク因数が設定されています。明細ごとに残高を計算する必要があり、その合計額が外債残高となる仕組みとなっています。

【クロスボーダー融資リスク加重残高上限】(単一企業が残高管理モデルで調達可能な外債額の上限)

クロスボーダー融資リスク加重残高上限＝「企業の純資産額×レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数」で計算されます。具体的な因数は表1をご参照ください。

【表1 クロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算する際に利用される因数】

リスク因数	企業	非銀行金融機関	銀行類金融機関
資本金・純資産額	純資産で計算	資本(払込資本あるいは株式+資本準備金)に基づいて計算	ティア・ワン・キャピタルで計算
レバレッジ率	2	1	0.8
マクロプルーデンス政策因数	1	1	1
クロスボーダー融資リスク加重残高上限(＝外債限度額)	純資産の2倍	資本の1倍	ティア・ワン・キャピタルの0.8倍

132号通知と比較すると、クロスボーダー融資リスク加重残高上限計算における企業のレバレッジ率が1から2に調整されたことから、**一般企業の調達枠が純資産の2倍に拡大される**こととなります。

【クロスボーダー融資リスク加重残高】(企業が外債調達した後、返済していない残高の合計)

クロスボーダー融資リスク加重残高 ≤ クロスボーダー融資リスク加重残高上限

企業・金融機関が展開するクロスボーダー融資リスク加重残高(借入外債のうち未返済残高、以下同様)の計算は外債の各明細にリスク因数(表2)を乗じ、その合計額を計算する必要があります。具体的には以下をご参照下さい。

クロスボーダー融資リスク加重残高＝Σ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高×期限リスク転換因数×類別リスク転換因数＋Σ 外貨クロスボーダー融資残高×為替相場リスク換算因数

【表2 リスク因数表】

リスク因数	区分	本通知
期限リスク転換因数	中長期(1年超)	1
	短期(1年以下)	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	1(暫定)
為替リスク転換因数	-	0.5

【ご参考】クロスボーダー融資リスク加重残高計算例

人民元20を、2年で借入する場合：⇒  $\text{クロスボーダー融資残高} = 20 \times 1(\text{期限リスク因数}) \times 1(\text{類別リスク因数}) = 20$   
 人民元20を、半年で借入する場合：⇒  $\text{クロスボーダー融資残高} = 20 \times 1.5 \times 1 = 30$   
 外貨20を、2年で借入する場合：⇒  $\text{クロスボーダー融資残高} = 20 \times 1 + 20 \times 0.5(\text{為替リスク因数}) = 30$   
 外貨20を、半年で借入する場合：⇒  $\text{クロスボーダー融資残高} = 20 \times 1.5 + 20 \times 0.5 = 40$   
 つまり、人民元建の中長期借入が一番外債枠の費消が少ないことになります。

【表3 外債残高に計上する負債・計上しない負債】

	項目名	定義・条件
算入する項目	オフバランス融資	金融機関が顧客に対して提供した内保外貸(域内保証付き域外貸付)は金額の20%がクロスボーダー融資リスク加重残高計算に計上される。 金融機関が真実のクロスボーダー取引、資産および負債通貨種類、期限リスクヘッジ管理サービスの需要に基づくデリバティブ商品を顧客に提供したことにより形成された偶発債務は、公正価格に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関自身の通貨種類および期限リスクヘッジ管理の需要に基づいて、国際金融市場取引に参加し発生した偶発債務は、公正価格に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関がデータを送付する際には、同時に同機関の偶発債務の名義、元本および公正価格の計算方法も送付する。
	その他	実際の状況に応じて算入
算入しない項目	受動負債	企業と金融機関が域内債券市場に投資したことにより発生した受動負債 域外主体が金融機関に預け入れた預金
	貿易貸付 トレードファイナンス	貿易貸付(買掛・前受)、域外金融機関から得たトレードファイナンス、金融機関の取扱うトレードファイナンス
	グループ内部の資金の往来	企業が幹事となるクロスボーダー資金管理で発生した対外負債(生産経営、実業投資等合法的な生産活動のキャッシュフロー)
	域外インターバンク預入れ 関連銀行・付属機関との資金の往来	域外インターバンクへの預入、関連銀行・付属機関との資金の往来
	パンダ債(自社使用のみ)	企業の域外の親会社が域内において発行し、貸付方式で域内企業が使用する場合
	譲渡・減免	デット・エクイティ・スワップ、債務免除などを受けた資金

132号通知と比べ、人民元・外貨クロスボーダー融資に含まれていた外貨トレードファイナンスが対象から削除され、外債枠を費消しなくなります。外貨受動負債がクロスボーダー融資リスク加重残高計算に算入されないことも明確化されています。

### 3. 企業への影響

外債のマクロプルーデンス管理方式、外債の自由元転政策が2016年に全国展開されたことに加え、本通知の公布によって、マクロプルーデンス管理方式における企業の外債枠が従来の純資産の1倍から2倍へと拡大されました。域内企業の外債借入の選択肢・自由度が大きく広がっています。企業は、投注差と純資産の2倍、いずれが大きいかを比較し、外債の調達方式を選択できます。資金用途、通貨、期限、既存の外債枠費消の程度等を把握し、適した外債モデルを選択する必要があります。

本通知によれば、外商投資企業に対して、公布日(2017年1月13日)から1年間の移行期間が設置されています。移行期間内において、外商投資企業は現行の投注差モデルとマクロプルーデンス方式のどちらかを選択することができます。移行期間終了後、本モデルについて人民銀行・外貨管理局が評価を実施し、今後の方針が確定される予定となっています。また、従来から行われてきた、全国各地における人民元・外貨外債の地域性試行政策は2017年5月4日より本通知モデルに統一されます。各地域性外債試行を活用している企業は、現在の外債残高が本通知モデル移行後、限度額超過とならないよう早期に確認を行う必要があります。

引続き、関連情報をフォローの上、情報が入り次第、随時情報共有させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行 银发〔2017〕9号 关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为进一步扩大企业和金融机构跨境融资空间，便利境内机构充分利用境外低成本资金，降低实体经济融资成本，中国人民银行在对全口径跨境融资宏观审慎管理政策实施情况进行全面评估的基础上，对政策框架进行了进一步完善。现将有关事宜通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用依法在中国境内成立的法人企业（以下简称企业）和法人金融机构。本通知适用的企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业；本通知适用的金融机构指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准设立各类法人金融机构。</p> <p>此外，将外国银行（港、澳、台地区银行比照适用，下同）境内分行纳入本通知适用范围，除特殊说明外，相关政策安排比照境内法人外资银行办理。</p> <p>二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对27家银行类金融机构（名单见附件）跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对企业除27家银行类金融</p>	<p>中国人民銀行 銀発〔2017〕9号 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理に関する事項についての通知</p> <p>中国人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、深圳市中心支行；国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；国家開發銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行</p> <p>企業と金融機関のクロスボーダー融資ルートを更に拡大させ、域内機構が域外の低コスト資金を十分に利用できるよう利便化を進め、実体経済の融資コストを低減するため、中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策の実施状況の全面的な評価に基づき、政策スキームに対し、改善を進める。関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、本通知でいうクロスボーダー融資とは、域内機構が非居住者から人民元・外貨資金の融資を受ける行為を指す。本通知は法に則って中国域内に成立した企業（以下、企業）と法人金融機関に適用される。本通知が適用される企業は非金融企業のみであり、かつ政府融資プラットフォームと不動産企業は含まれない。本通知を適用する金融機関とは中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会によって批准され、設立した各種法人金融機関を指す。</p> <p>外国銀行（香港、マカオ、台湾地域の銀行も外国銀行とみなす、以下同様）の域内支店も本通知に適用される。別途説明がある場合を除き、関連政策については域内にある法人格を持つ外資銀行を参考にする。</p> <p>二、中国人民銀行はマクロ経済過熱度、国際収支状況とマクロ金融コントロールの需要に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率、リスク転換因数、マクロプルーデンス政策因数等に調整を行う。あわせて、27の銀行類金融機関（名簿は付属資料ご参照）のクロスボーダー融資に対し、マクロプルーデンス管理を実施する。国家外貨管理局は企業と27</p>



机构以外的其他金融机构跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行、国家外汇管理局之间建立信息共享机制。

三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，企业和金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。

企业和金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额（指已提用未偿余额，下同），风险加权余额不得超过上限，即：跨境融资风险加权余额 $\leq$ 跨境融资风险加权余额上限。

跨境融资风险加权余额 $=\Sigma$  本外币跨境融资余额 $\times$ 期限风险转换因子 $\times$ 类别风险转换因子 $+\Sigma$  外币跨境融资余额 $\times$ 汇率风险折算因子。

期限风险转换因子：还款期限在1年（不含）以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1，还款期限在1年（含）以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5。

类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为1，表外融资（或有负债）的类别风险转换因子暂定为1。汇率风险折算因子：0.5。

四、跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括企业和金融机构（不含境外分支机构）以本币和外币形式从非居民融入的资金，涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算：

（一）被动负债：企业和金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的本外币被动负债；境外主体存放在金融机构的本外币存款；合格境外机构投资者（QFII）或人民币合格境外机构投资者（RQFII）存放在金融机构的QFII、RQFII 托管资金；境外机构存放在金融机构托管账户的境内发行人民币债券所募

の銀行類金融機関以外のその他金融機関のクロスボーダー融資に対し管理を実行する。また、企業と金融機関に対して全範囲クロスボーダー融資統計モニタリングを実施する。中国人民銀行、国家外貨管理局の間に情報共有制度を確立する。

三、マクロプルーデンス規則の下、マイクロ主体資本あるいは純資産に基づくクロスボーダー融資コミットメント体制を確立し、企業と金融機関はその規定に基づき、自主的に人民元・外貨クロスボーダー融資を展開する。

企業と金融機関はリスクの度合いに応じて加重平均してクロスボーダー融資（既に利用済の未返済残高を指す、以下同様）を算出する。リスク加重残高は上限を超えてはならない、つまり、クロスボーダー融資リスク加重残高 $\leq$ クロスボーダー融資リスク加重残高上限となる。

クロスボーダー融資リスク加重残高 $=\Sigma$  人民元・外貨クロスボーダー融資残高 $\times$ 期限リスク転換因数 $\times$ 類別リスク転換因数 $+\Sigma$  外貨クロスボーダー融資残高 $\times$ 為替相場リスク換算因数。

期限リスク転換因数：返済期限1年超（一年を含まない）の中長期クロスボーダー融資の期限リスク転換因数は1とし、返済期限在1年以下（1年を含む）の短期のクロスボーダー融資の期限リスク転換因数は1.5とする。

類別リスク転換因数：オンバランス融資の類別リスク転換因数は1とし、オフバランス融資（偶発負債）の類別リスク転換因数は暫定で1とする。為替相場リスク換算因数：0.5。

四、クロスボーダー融資リスク加重残高計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は企業と金融機関（域外分支機関を含まない）が人民元と外貨の形式で非居住者から調達した資金を含み、オンバランス融資とオフバランス融資が含まれる。以下の業務類型はクロスボーダー融資リスク加重残高計算に含まれない

（一）受動負債：企業と金融機関の域外機構が域内債券市場へ投資したことにより発生した受動負債。域外主体が金融機関に保有する預金。適格域外機関投資家（QFII）或は人民元適格域外機関投資家（RQFII）が金融機関に預かるQFII、RQFII 委託管理資金；域外機構が金融機関委託管理口座内の域内人民元債券発行により調達された資金

<p>集的资金。</p> <p>(二) 貿易信貸、貿易融資: 企業涉及真实跨境貿易产生的貿易信貸(包括应付和預收)和从境外金融機構获取的貿易融資; 金融機構因辦理基于真实跨境貿易結算产生的各类貿易融資。</p> <p>(三) 集团内部資金往来: 企业主办的经备案的集团内跨境資金集中管理業務項下产生的對外負債。</p> <p>(四) 境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来: 金融機構因境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来产生的對外負債。</p> <p>(五) 自用熊猫債: 企业的境外母公司在中國境内发行人民币債券并以放款形式用于境内子公司的。</p> <p>(六) 轉让与減免: 企业和金融機構跨境融資轉增資本或已获得債務減免等情況下, 相应金額不計入。</p> <p>中国人民銀行可根据宏观金融調控需要和業務开展情况, 对不納入跨境融資風險加權余額計算的業務類型進行調整, 必要时可允許企业和金融機構某些特定跨境融資業務不納入跨境融資風險加權余額計算。</p> <p>五、納入本外币跨境融資的各類型融資在跨境融資風險加權余額中按以下方法計算:</p> <p>(一) 表外融資(或有負債): 金融機構向客戶提供的內保外貸按 20%納入跨境融資風險加權余額計算; 金融機構因客戶基于真实跨境交易和資產負債币种及期限風險對冲管理服务需要的衍生產品而形成的對外或有負債, 及因自身币种及期限風險對冲管理需要, 参与国际金融市场交易而产生的或有負債, 按公允價值納入跨境融資風險加權余額計</p>	<p>(二) 貿易貸付、トレードファイナンス: 企業に關わる、真實のクロスボーダー貿易により発生した貿易貸付(買掛と前受を含む)と域外金融機構から得たトレードファイナンス。金融機構が真實のクロスボーダー貿易に基づいて決済したことで発生した各種のトレードファイナンス。</p> <p>(三) グループ内部資金の往来: 幹事企業の備案(届出)を経た、グループ内のクロスボーダー資金(生産經營と実業投資等、法に則った活動により発生したキャッシュフロー)集中管理業務により発生した對外負債。</p> <p>(四) 域外インターバンクの預金、関連銀行および付属機関とのやり取り: 金融機構の域外インターバンクの預金、関連銀行および付属機関との資金往来によって発生した對外負債。</p> <p>(五) 自社用のパンダ債: 企業の域外親会社が中國域内において発行した人民币債券、また、貸付形式で域内子会社に使用するもの。</p> <p>(六) 譲渡と減免: 企業と金融機構がクロスボーダー融資の資本轉換、あるいは既に債務減免を得ている等の状況においては、相應の金額を計上しない。</p> <p>中国人民銀行はマクロ金融コントロールの需要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない業務類型に対して調整を行い、必要な際に企業と金融機構が特定のクロスボーダー融資業務に対し、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないことを許可できる。</p> <p>五、人民币・外貨クロスボーダー融資に組み入れる場合、各類型の融資はクロスボーダー融資リスク加重残高において、以下の方法に基づいて計算する。</p> <p>(一) オフバランス融資(偶発債務): 金融機構が顧客に対して提供した内保外貸(域内保証付き域外貸付)は 20%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機構が真實のクロスボーダー取引、資産・負債の通貨種類、期限リスクヘッジ管理サービスの需要に基づくデリバティブ商品を顧客に提供したことで形成された偶発債務は、公正価格に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機構自身の通貨種類および期</p>
---	--

算。金融機関が报送数据时需同时报送本机构或有负债的名义本金及公允价值的计算方法。

(二) 其他: 其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况, 对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。

六、跨境融资风险加权余额上限的计算: 跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产\*跨境融资杠杆率\*宏观审慎调节参数。

资本或净资产: 企业按净资产计, 银行类法人金融机构(包括政策性银行、商业银行、农村合作银行、城市信用合作社、农村信用合作社、外资银行)按一级资本计, 非银行类法人金融机构按资本(实收资本或股本+资本公积)计, 外国银行境内分行按运营资本计, 以最近一期经审计的财务报告为准。

跨境融资杠杆率: 企业为 2, 非银行类法人金融机构为 1, 银行类法人金融机构和外国银行境内分行为 0.8。

宏观审慎调节参数: 1。

七、企业和金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。

八、跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位, 外币跨境融资以提款日的汇率水平按以下方式折算计入: 已在中国外汇交易中心挂牌(含区域挂牌)交易的外币, 适用人民币汇率中间价或区域交易参考价; 未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币, 适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。

九、中国人民银行建立跨境融资宏观风险监控

限风险对冲管理の需要に基づいて、国際金融市場取引に参加したことで発生した偶発債務は、公正価格に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関がデータを送付する際には、同時に同機関の偶発債務の名義、元本および公正価格の計算方法も送付する。

(二)その他:その他各種のクロスボーダー融資は全て、実際の状況によりクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。中国人民銀行はマクロ金融コントロールの需要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高中の各類型の融資の計算方法に対して調整を行うことができる。

六、クロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算:クロスボーダー融資リスク加重残高上限=資本あるいは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数。

資本あるいは純資産:企業は純資産に基づいて計算する。銀行類金融機関(政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、都市信用合作社、農村信用合作社、外資銀行を含む)はティア・ワン・キャピタルに基づいて計算する。非銀行金融機関は資本(払込資本あるいは株式資本+資本準備金)に基づいて計算する。直近期の会計監査を経た財務報告を基準とする。

クロスボーダー融資レバレッジ率:企業は 2 とし、非銀行金融機関は 1 とし、銀行類法人金融機関と外国銀行域内支店は 0.8 とする。

マクロプルーデンス政策因数:1。

七、企業と金融機関のクロスボーダー融資契約通貨種類、引き出し通貨種類、返済通貨種類は一致しなければならない。

八、クロスボーダー融資リスク加重残高および上限の計算は全て人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は引出日の為替相場水準を以下の方式に基づいて換算し計上する:既に中国外貨取引センターにおいて公示取引中(区域での公示取引を含む)の外貨は、人民元為替相場中値あるいは区域取引参考価格を適用する。中国外貨取引センターで公示取引されていない取引通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。

九、中国人民銀行はクロスボーダー融資のマクロリスクモニ



測指標体系，在跨境融资宏观风险指标触及预警值时，采取逆周期调控措施，以控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部企业和金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。根据宏观审慎评估（MPA）的结果对金融机构跨境融资的总量和结构进行调控，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

企业和金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

#### 十、企业跨境融资业务：

（一）企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前3个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算银行备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

（二）企业办理跨境融资签约备案后以及金融机构自行办理跨境融资信息报送后，可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行、国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。

タリング指標体系を確立し、クロスボーダー融資においてマクロリスク指標がアラーム値に抵触した際に、反循環的コントロール措置を適用し、システミックリスクをコントロールする。

反循環的コントロール措置は単一措置あるいは組み合わせ措置の方式で実行することができ、単一、複数、あるいは全ての企業と金融機関に対し実行できる。総量コントロール措置はクロスボーダー融資レバレッジ率とマクロプルーデンス政策因数の調整を含む。コントロール措置の構成は各別のリスク転換因数の調整を含む。マクロプルーデンス評価（MPA）の結果に基づいて、金融機関のクロスボーダー融資の総量と構成に対し、コントロールを実施する。必要な際は、国家の金融の安定を維持する必要に基づいて、リスク準備金を徴収する等の反循環的コントロール措置を採用し、システミックリスクを回避することができる。

企業と金融機関はリスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策因数の調整によってクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超える場合、従来のクロスボーダー融資契約期限まで保有することができる。クロスボーダー融資リスク加重残高の上限内に調整するまでは、クロスボーダー融資期日延長を含む、新たなクロスボーダー融資業務を展開してはならない。

#### 十、企業のクロスボーダー融資業務：

（一）企業はクロスボーダー融資契約締結後、引き出しの3営業日前に、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資契約状況の備案手続を行わなければならない。企業のためにクロスボーダー融資業務の決済を行う銀行は中国人民銀行人民元クロスボーダー受払情報管理システムに企業の融資情報、口座情報、人民元クロスボーダー収支情報等を報告送付しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は決済銀行の検査のために保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了日から5年間とする。

（二）企業がクロスボーダー融資契約を備案した後、および金融機関自身がクロスボーダー融資情報を報告送付した後、引き出しや返済手配に基づいて、借入主体として関連する資金決済を手続きできる。あわせて、関連する決済情報は規定に基づき、中国人民銀行、国家外貨管理局の関連するシステムに報告送付し、クロスボーダー融資情報の更新を完了する。

企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，企业应及时办理备案变更。

（三）开展跨境融资涉及的资金往来，企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理。

（四）企业融入外汇资金可意愿结汇。企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家和自贸实验区的产业宏观调控方向。

十一、金融机构跨境融资业务：中国人民银行总行对 27 家银行类金融机构跨境融资业务实行统一管理，27 家银行类金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。国家外汇管理局对除 27 家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资业务进行管理。金融机构开展跨境融资业务前，应根据本通知要求，结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度，报中国人民银行、国家外汇管理局备案后实施。

（一）金融机构首次办理跨境融资业务前，应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，以及本机构最近一期经审计的资本数据，计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限，并将计算的详细过程报送中国人民银行、国家外汇管理局。金融机构办理跨境融资业务，应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限，则金融机构可自行与境外机构签订融资合同。

（二）金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令〔2003〕第 5

企業は毎年、遅滞無くクロスボーダー融資および権益に関連する情報（域外債権者、借入期限、金額、利率、自身の純資産等を含む）を更新しなければならない。会計監査を経た純資産、融資契約に関連する域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、企業は遅滞無く備案変更手続を行わなければならない。

（三）クロスボーダー融資展開に関連する資金の往来について、企業は一般の人民元・外貨口座での手続きを採用でき、自由貿易口座での手続きも採用できる。

（四）企業が調達した外貨資金は実需に応じて、人民元に両替して使用できる。企業が調達した資金の使用は国家関連規定に合致しなければならず、自身の生産経営活動に用い、あわせて国家と自貿区の産業マクロコントロールの方向に合致しなければならない。

十一、金融機関のクロスボーダー融資業務：中国人民銀行総行は 27 の銀行類金融機関のクロスボーダー融資業務に対し、統一した管理を実行する。27 の銀行類金融機関は法人を単位として中国人民銀行総行に集中して関連資料を報告送付する。国家外貨管理局はその 27 の銀行類金融機関以外のその他金融機関のクロスボーダー融資業務に対し、管理を実行する。金融機関はクロスボーダー融資業務を展開する前に、本通知の要求に基づき、自身の人民元・外貨クロスボーダー融資業務の操作規定の制定状況と内部コントロール制度に基づき、中国人民銀行、国家外貨管理局に備案した後、実施しなければならない。

（一）金融機関は初回のクロスボーダー融資業務を取扱う前に、本通知のクロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策因数、および同機関の直近期の会計監査を経た資本データに基づいて、同機関のクロスボーダー融資リスク加重残高とクロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算しなければならない。あわせて計算の詳細なプロセスを中国人民銀行、国家外貨管理局に報告送付する。金融機関が取扱うクロスボーダー融資業務は同機関のクロスボーダー融資リスク加重残高上限以内の状況下において実行しなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額より低い場合、金融機関が独自に域外機構と融資契約を署名締結することができる。

（二）金融機関は『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令〔2003〕第 5 号公布）等の管理制度に基づいて、人

号发布)等管理制度开立本外币账户, 办理跨境融资涉及的资金收付。

(三) 金融机构应在跨境融资合同签约后执行前, 向中国人民银行、国家外汇管理局报送资本金额、跨境融资合同信息, 并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息, 支付利息和偿还本金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的资本, 融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的, 金融机构应在系统中及时更新相关信息。金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行、国家外汇管理局。所有跨境融资业务材料留存备查, 保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

(四) 金融机构融入资金可用于补充资本金, 服务实体经济发展, 并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准, 金融机构融入外汇资金可结汇使用。

十二、中国人民银行、国家外汇管理局按照分工, 定期或不定期对金融机构和企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查, 金融机构和企业应配合。发现未及时报送和变更跨境融资信息的, 中国人民银行、国家外汇管理局将在查实后对涉及的金融机构或企业通报批评, 限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超上限开展跨境融资的, 或融入资金使用与国家、自贸实验区的产业宏观调控方向不符的, 中国人民银行、国家外汇管理局可责令其立即纠正, 并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚; 情节严重的, 可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将金融机构的跨境

民元・外貨口座を開設でき、クロスボーダー融資に関連する資金の受け払いを取り扱うことができる。

(三) 金融機関はクロスボーダー融資契約の締結後且つ執行前において、中国人民銀行、国家外貨管理局に資本金額、クロスボーダー融資契約情報を報告送付しなければならない。あわせて引き出し後に、規定に基づいて人民元・外貨クロスボーダー収入情報を報告送付し、利息支払と元金返済後に、人民元・外貨クロスボーダー支出情報を報告送付しなければならない。会計監査を経た資本、融資契約中の関連する域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、金融機関はシステム上で関連情報を遅滞無く更新しなければならない。金融機関は毎月初から5営業日以内に前月の同機関の人民元・外貨クロスボーダー融資の発生状況、残高変動等の統計情報を中国人民銀行、国家外貨管理局に報告しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は検査に備えて保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資明細の業務終了日から5年とする。

(四) 金融機関の調達した資金は資本金の補充に用いることができ、实体经济の発展、国家産業マクロコントロールの方向と合致しなければならない。国家外貨管理局の批准を経て、金融機関が調達した外貨資金は人民元に両替し、使用することができる。

十二、中国人民银行、国家外貨管理局は分業に基づいて、定期あるいは不定期に金融機関と企業が展開するクロスボーダー融資状況に対し、オフサイト検査とオンサイト検査を実行し、金融機関と企業は協力しなければならない。報告送付の遅滞、クロスボーダー融資情報の変更が発見された場合、中国人民銀行と国家外貨管理局は検査後に関連する金融機関あるいは企業を通報・批評し、改善期限を設定し改善させ、あわせて『中華人民共和国中国人民银行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律に基づいて処分を行う。

上限を超えたクロスボーダー融資を展開していることを発見した場合、あるいは調達資金の使用が国家、自貿区の産業マクロコントロールの方向に合致していない場合、中国人民銀行、国家外貨管理局はその即時修正を命じることができる。あわせて、実際の状況に基づいて『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定によって、借入主体に対し処罰を与えることができる。事態が重大な場合、そのクロスボーダー融資業務を一



融資行為納入宏观审慎评估体系考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。对于办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将责令整改；对于多次发生办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将暂停其跨境融资结算业务。

十三、 对企业和金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，企业改为事前签约备案，金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局实行的本外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，自2017年5月4日起统一按本通知模式管理。自本通知发布之日起，为外商投资企业、外资金金融机构设置一年过渡期，过渡期内外商投资企业、外资金金融机构可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用。过渡期结束后，外资金金融机构自动适用本通知模式。外商投资企业跨境融资管理模式由中国人民银行、国家外汇管理局根据本通知总体实施情况评估后确定。

十四、 本通知自发布之日起施行，自施行之日起，《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发〔2016〕18号）和《中国人民银行关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知》（银发〔2016〕132号）同时废止。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

附件 27 家银行类金融机构名单

- 1 国家开发银行
- 2 进出口银行
- 3 农业发展银行
- 4 中国工商银行
- 5 中国农业银行
- 6 中国银行
- 7 中国建设银行

時的に停止できる。中国人民銀行は金融機関のクロスボーダー融資行為にマクロプルーデンス評価体系(MPA)を取り入れ、事態が重大な場合、中国人民銀行は状況を見つつ、リスク準備金を徴収することができる。上限を超えてクロスボーダー融資決済を取扱う金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は是正を命じる。頻繁に上限を超えてクロスボーダー融資決済を取扱う金融機関に対しては、中国人民銀行、国家外貨管理局はそのクロスボーダー融資決済業務を一時停止する。

十三、 企業と金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は外債事前審査批准を執行しない。企業は事前契約備案に変更し、金融機関は事後備案に変更する。従来の管理モデル下のクロスボーダー融資の期限が到来していない残高にも本通知の管理を取り入れる。中国人民銀行、国家外貨管理局より実施された人民元・外貨域外融資など区域性クロスボーダー融資刷新試行は2017年5月4日より本通知モデルに統一される。本通知施行の日より、外商投资企业、外資金金融機関のために、一年間の移行期間を設ける。移行期間中の外商投资企业、外資金金融機関は現行のクロスボーダー融資管理モデルと本通知モデルから一種類のモデルを自由に選択し適用することができる。移行期間完了後、外資金金融機関は自動的に本通知が適用される。外商投资企业クロスボーダー融資管理モデルは中国人民銀行、国家外貨管理局が本通知の実施状況を評価した後確定する。

十四、 本通知は公布日より施行する。施行日より、「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知」(銀發[2016]18号)及び「全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」(銀發[2016]132号通知)は同時に廃止する。中国人民銀行、国家外貨管理局の従来の関連規定と本通知が異なる場合、本通知に従う。

付属資料 27 銀行類金融機関リスト

- 1 国家開發銀行
- 2 輸出入銀行
- 3 農業發展銀行
- 4 中国工商銀行
- 5 中国農業銀行
- 6 中国銀行
- 7 中国建設銀行



8 交通銀行	8 交通銀行
9 中信銀行	9 中信銀行
10 中国光大銀行	10 中国光大銀行
11 华夏銀行	11 華夏銀行
12 中国民生银行	12 中国民生銀行
13 招商银行	13 招商銀行
14 兴业銀行	14 興業銀行
15 广发銀行	15 広発銀行
16 平安銀行	16 平安銀行
17 浦发銀行	17 浦発銀行
18 恒丰銀行	18 恒豊銀行
19 浙商银行	19 浙商銀行
20 渤海銀行	20 渤海銀行
21 中国邮政儲蓄銀行	21 中国郵便儲蓄銀行
22 北京銀行	22 北京銀行
23 上海銀行	23 上海銀行
24 江苏銀行	24 江蘇銀行
25 汇丰銀行(中国)有限公司	25 匯豐銀行(中国)有限公司
26 花旗銀行(中国)有限公司	26 花旗銀行(中国)有限公司
27 渣打銀行(中国)有限公司	27 渣打銀行(中国)有限公司

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室